

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成24年 5月14日

愛知県知事 殿

提出者

住所 名古屋市中区錦1-11-20

氏名 若築建設(株)名古屋支店

執行役員支店長 上柳芳明

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-201-5321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	若築建設(株)名古屋支店
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区錦1-11-20
計画期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日

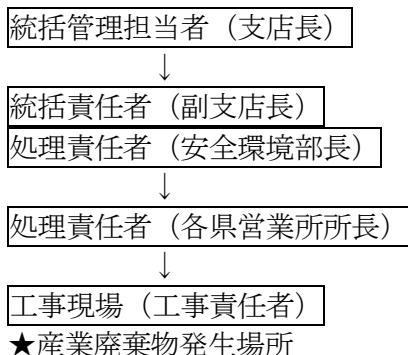
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業 (06)
②事業の規模	元請完成工事高 166千万円 (愛知県内(政令市を除く))
③従業員数	当該事業場従業員数 81人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場→運搬処理業者(委託契約)→処理業者(委託契約)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（平成23年度）実績】 ※詳細は別紙1の通り

産業廃棄物の種類	全廃棄物	
排 出 量	1,404 t	t

①現状

(これまでに実施した取組)

建設業であり、受注した工事内容により廃棄物の処理量が大きく変動するが、適正な施工方法の選択、資源置場の確保及び施工機械の選定等に配慮し、建設副産物の発生を抑制する。

現場での分別が出来なかった混合廃棄物については、選別設備を有する中間処理施設を活用する。

【目標】 ※詳細は別紙1の通り

産業廃棄物の種類	全廃棄物	
排 出 量	605 t	t

②計画

(今後実施する予定の取組)

建設業であり、受注した工事内容により廃棄物の処理量が大きく変動するが、適正な施工方法の選択、資源置場の確保及び施工機械の選定等に配慮し、建設副産物の発生を抑制する。

現場での分別が出来なかった混合廃棄物については、選別設備を有する中間処理施設を活用する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、紙くず、汚泥、廃プラスチック類、金属くず ・特定建設資材廃棄物の完全分別、また年間環境目的・目標を設定。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、紙くず、汚泥、廃プラスチック類、金属くず ・特定建設資材廃棄物の完全分別、また年間環境目的・目標を設定。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成23年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】 実施予定なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成23年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	(これまでに実施した取組) 該当なし		
	【目標】 実施予定なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成23年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】 実施予定なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成23年度）実績】 ※詳細は別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類	全廃棄物	
	全処理委託量	1,404 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	8 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,396 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) ・廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、適正に委託する。 ・可能な限り再生利用業者へ委託し、最終処分場への搬入削減に努める			

②計画	【目標】 ※詳細は別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類	全廃棄物	
	全処理委託量	605 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	100 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	505 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) 積極的に優良認定処理業者を活用する。 可能な限り電子マニュフェストを利用する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

平成23年度の産業廃棄物排出量 及び 平成24年度の産業廃棄物排出目標

別紙 1

名古屋支店